

# 対ベトナム国別援助計画

平成21年7月

## 目次

1. 援助の理念・意義	1
(1) 外交・経済関係	1
(2) 開発	2
2. 援助の基本方針・方向性	2
(1) 上位目標	2
(2) 基本方針	2
(3) 援助規模についての考え方	3
3. 重点分野	3
(1) 重点分野	3
(イ) 経済成長促進・国際競争力強化	3
(ロ) 社会・生活面の向上と格差是正	5
(ハ) 環境保全	6
(ニ) ガバナンス強化	6
(2) 地域的課題	7
(イ) ASEANにおける協力、経済連携統合の推進	7
(ロ) メコン地域開発、開発の三角地帯	7
(ハ) 国境を越える課題	7
4. 留意事項	8
(1) ベトナム政府との開発戦略の共有および政策対話の促進	8
(2) 日本の援助手法の効率化と改善	8
(3) 開発パートナーシップの推進	9
(イ) 援助協調の推進	9
(ロ) 我が国の多様な主体との連携推進	10
(4) 日越経済連携協定(EPA)との連携	10
(5) 気候変動対策	10
(6) 品質・安全管理能力の向上	10

## 1. 援助の理念・意義

### (1) 外交・経済関係

我が国の安全と繁栄にとって、ASEAN諸国のバランスのとれた経済発展、東アジア域内協力の深化、域内の平和と安全の確保、基本的価値の共有とこれらに基づく我が国との緊密な関係の維持・強化は極めて重要である。

ベトナムは8千万人を超える人口を持ち、経済発展の潜在的可能性が高い。メコン地域の発展の牽引役として更なる地域経済統合と連携を促進する上でも、同国の重要性は確実に高まっている。

WTO加盟を果たした現在、ベトナムにとっての今後の数年間は、ベトナムが市場経済体制を確立し、国際経済統合の中で国際競争に生き残り、低所得国からの脱却に向けて安定飛行できるか否かが決定づけられる重要な時期となる。ベトナムがこの時期にこれらの課題を克服できるか否かは、協力関係が深まっていく我が国のみならず、アジア地域全体の発展に影響を及ぼす大きな要素である。

均衡の取れた経済発展に関し、海外経済協力会議でもベトナムなどに対する国づくり支援やメコン地域開発支援等を一層強化することが確認されている。メコン地域は我が国重点支援地域の一つであり、引き続き支援を拡充する方針である。その際、「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」の中で示すように、①地域経済の統合と連携の促進、②我が国とメコン地域との貿易・投資の拡大、③基本的価値の共有と地域共通の課題への取組を柱として実施していく。

日越関係は近年急速に進展し、首脳レベルをはじめとした要人往来も活発になっている。2009年4月の首脳会談では、「アジアにおける平和と繁栄のための戦略的なパートナーシップに関する日本ベトナム共同声明」が発出された。

我が国とメコン地域との貿易・投資拡大の観点において、ベトナムは我が国の製造拠点、将来性ある輸出市場、資源・エネルギー供給拠点としての役割を果たす。また、日越経済連携協定の締結を通じて、ベトナムとの経済面での繋がりは今後さらに強化されていく方向にある。そうした中で、ベトナムにおける投資・貿易・ビジネスの環境整備や産業協力等を通じて、我が国の援助が日・ベトナム間及び日・ASEAN間の経済面での好循環につながることを期待される。

### (2) 開発

ベトナムは、ドナー間の援助協調が最も進んでいる国の1つであるとともに、東南アジアで開発が順調に進んでいる国として重要であり、国際社会への援助理念の発信拠点となり得る。また、ベトナムが進める南南協力への技術的な支援も視野に入れる。

しかし、国民の所得水準は依然低く、地方の少数民族を中心に貧困層は依然として存在す

る。その一方で、工業化・都市化に伴う負の側面(国内の所得格差、都市・農村間格差、環境汚染)も拡大しつつある。ベトナムとしても、これらの問題の解消を盛り込んだミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けて努力を強化しており、我が国にはこの努力を積極的に支援し、人間の安全保障の確立に貢献することが期待されている。

ベトナム政府がその目標として掲げる低所得国からの脱却(2010年)と工業国化(2020年)を達成するには、外国企業による投資を含む民間投資主導の経済成長を持続することが必要であるところ、民間投資主導による経済成長を支えていくには、政府が担うべき基礎的インフラ・各種経済制度の整備の側面と、経済成長の持続、新規開発事業の実施のなかで見逃されがちな側面にも配慮していくことが求められる。そのためには、法制度整備と法の運用体制、運用能力の改善、呼び水的投資、環境保全や安全の確保、既存の公共設備の維持管理・更新・補強といった投資の効率化向上などが必要である。より具体的には、産業発展に不可欠な電力や運輸・通信分野等のインフラ整備において、ベトナムの経済状況や我が国進出企業のニーズを踏まえ、官民パートナーシップを強化し、開発協力も活用しながら、製造や建設分野等における優れた技術・ノウハウを地域共通の基盤として普及させていく。

また、今後の開発にあたっては、環境との両立を図ることが基本となる。アジアの中でも開発が順調に進んでいるベトナムにおいて、現段階から環境に配慮した施策を実施していくことが安定的な経済成長の達成に向けても不可欠である。開発協力の実施に当たっては、ベトナムとの間でクールアース・パートナーシップを推進中であることを踏まえ、気候変動の「緩和」策への貢献に加えて、気候変動による悪影響に対する「適応」策を開発政策に主流化するよう促すべきである。また途上国の環境汚染対策と温暖化対策との一体的な取組のための協力方策(コベネフィット)を考慮に入れて協力を行う。さらに、経済発展が著しいベトナムに対する援助が、ベトナムの低炭素社会づくりに資するように配慮する。

## 2. 援助の基本方針・方向性

### (1) 上位目標

我が国のベトナムへの援助は、上記1.の観点及び、ベトナム政府自身がMDGsを踏まえ、策定した、「社会経済開発10ヵ年戦略(2001-2010)」、「社会経済開発5ヶ年計画(SEDP: 2006-2010)」等の国家開発計画に沿って実施する。目指すべき開発目標として、以下の3点を掲げ、ベトナムの社会経済発展を力強く支援する。

- 低所得国からの脱却(2010年目標)を経た工業国化(2020年目標)を支援
- ベトナム国民の生活向上と公正な社会の実現を支援
- 持続可能な開発を支援

### (2) 基本方針

上記(1)の上位目標を実現するため、人道的・社会的観点も踏まえ、我が国はベトナム政

府の主体性を尊重しつつ、高いレベルの目標を設定した同国の開発政策を積極的に評価し、同国が従来達成してきた「成長を通じた貧困削減」のプロセスが継続するよう支援する。また、「社会経済開発5カ年計画(2006-2010)」において、「経済」、「社会」に加えて「環境」が新たな柱に加えられたことも踏まえ、我が国の対越援助の柱を以下の4つとする総合的な支援を展開していく。

- 経済成長促進・国際競争力強化
- 社会・生活面の向上と格差是正
- 環境保全
- (上記3分野の基盤となる)ガバナンスの強化

さらに、ODAの実施に当たっては、ベトナム側の政策や援助需要を踏まえつつ、我が国の重要な政策との連携を図り、我が国が有する優れた技術・ノウハウ、知見、人材及び制度を活用することとする。同時に、PCI贈収賄事件を踏まえ、不正腐敗の再発防止策を含むガバナンスの強化に留意する。

また、日越間の戦略的パートナーシップを重視し、社会経済開発に資する大規模なインフラ案件、特に南北高速鉄道、南北高速道路、ホアラック・ハイテクパーク等に代表される象徴的な案件について、優先順位を勘案しつつ、長期的視点に立って積極的にベトナム側の努力を支援していくこととする。

### (3) 援助規模についての考え方

各年の援助分野や予算規模の決定に当たっては、考慮すべき諸項目(二国間関係、開発ニーズ、制度・政策環境(汚職対策を含む)、援助吸収能力、ODA大綱における援助実施の原則との関係)の状況や達成度をできる限り客観的に評価し、評価結果について政策協議等の場でベトナム側と共有した上で、必要に応じ、援助規模の方向性について意見交換する。

## 3. 重点分野

### (1) 重点分野

上記基本方針に示す4つの柱を対象とする支援の重点分野および分野ごとの具体的な援助の方向性を以下のとおりとする。ただし、開発課題への対応にあたっては分野横断的な取り組みが必須であり、4つの柱間の相互の密接な関連性に留意しつつ、援助の企画・立案、実施を行うものとする。

#### (イ) 経済成長促進・国際競争力強化

近年の高度経済成長を維持・促進し、ベトナム企業のさらなる国際競争力強化に資するために、「競争力強化のための投資環境整備に関する日越共同イニシアティブ」における検討状況も踏まえ、ビジネス環境整備・民間セクター開発、資源・エネルギー安定供給、都市開

発・運輸交通・通信ネットワーク整備の各分野で協力を行う。

● **ビジネス環境整備・民間セクター開発**

我が国を含む外資企業、地場企業による積極的な投資を下支えし、安定的な企業経営を可能とするビジネス環境の整備、今後の経済発展の原動力となるべき民間セクターの開発（裾野産業育成を含む）に向けて、制度整備、人材育成を含む支援を行う。

具体的には、WTO への加盟や日越 EPA 署名を受けた一層の経済統合・貿易円滑化・投資促進のために、統計、知的財産権、税関、税務等の、市場経済の基盤となる経済制度の整備・運用や、金融セクター・国営企業改革を支援する。また、民間セクターの開発に向けたベトナム側の積極的な取り組みを、裾野産業を含む中小企業開発（政策立案・実施調整機能強化、地場企業支援、技能者を含む人材の質の向上、中小企業の資金アクセス改善）、産業人材（技術者、経営者）育成の観点から支援する。

● **資源・エネルギー安定供給**

伸び続ける電力需要に対応するために、電力供給能力強化、一次エネルギー安定確保、省エネルギー推進への支援を継続する。併せて、エネルギー開発が気候変動に与える影響に留意しつつ、我が国を含む域内全体での資源・エネルギー確保を視野に入れた支援を実施する。

具体的には、イ) ハード面においては、発電量の増強、電源構成の多様化および電力供給効率化、資源・エネルギーの確保を目的とした支援（基幹発電施設整備、安定的な電力供給に不可欠な送変電・配電網整備・拡充、省エネルギーのための設備導入・金融支援、鉱山関連インフラ整備等）を行い、ロ) ソフト面においては、資源・エネルギー各セクターの開発計画策定、既設・新設の施設の維持管理、省エネルギーの推進、関連する技術の向上に係る制度整備および人材育成を目的とした支援を実施する。

● **都市開発・運輸交通・通信ネットワーク整備**

急激に進む都市化、増大する運輸交通・通信需要に対処するため、大・中規模の都市に対する都市開発計画策定や都市計画・管理能力向上に関する支援を行うとともに、都市環状道路・都市内・周辺バイパス道路等のネットワーク整備、都市内大量輸送機関などの公共交通整備、通信ネットワーク整備にかかる支援にハード・ソフトの両面から取り組む。

都市間幹線交通網については、幹線道路（含む南北高速道路）、鉄道（含む南北高速鉄道）、港湾（含む大深水岸壁を要するもの等）、空港（主要都市における空港整備等）について、物流効率化の視点も踏まえつつ、適切な優先順位とロードマップを検討し、選択と集中に配慮した支援を行う。さらに、道路交通安全対策や、運輸交通インフラの整備能力及び品質・安全管理能力強化、運営維持管理能力強化に向けた支援、国境を越える交通の円滑化のための支援も検討する。また、通信分野については、ベトナムにおける通信ネットワ

一々の脆弱性を踏まえ、これらの強化に取り組む。

#### (ロ) 社会・生活面の向上と格差是正

貧困層及び貧困層に近い所得階層に位置する人々の貧困緩和や経済的脆弱性の克服、経済成長により拡大する地方部-都市部間、民族間の格差の是正等の観点から、持続的な社会経済開発、公正な社会作りのために、以下の分野で協力を行う。本分野においては、北部山岳地域、中部高原地域、メコンデルタ地域を含む貧困地域を重視して行う。

##### ● 基礎社会サービス向上

我が国のこれまでの協力を基盤として、ベトナムにおける保健医療にかかるサービスと適正なアクセスをさらに改善することを目的とした協力を行う。具体的には、(a)保健省・中央レベルの中核医療機関等を拠点とした人材育成上の政策の立案・実行に係る政策・制度改善と能力強化、(b)モデルの普及・展開を重点とした地方省における保健医療システムの強化、及び、(c)中央と地方省レベルを中心とした医療機関における施設・機材整備、に重点をおいた協力を行う。また、感染症対策について、これまでの協力相手である国立衛生疫学研究所(NIHE)との関係を重視しつつ、流行状況に応じ新たな協力を検討する。

さらに、基礎教育の普及に向けた協力について、貧困緩和の観点から地方開発に向けた取り組みのなかで対応を検討する。また、主に草の根レベルの活動を通じ、障害者を中心とする社会的弱者に裨益する支援を行う。

##### ● 地方開発・生計向上

貧困層を中心として、人口の4分の3を占める地方農村部住民の生計向上を目的とした包括的な支援を行う。

具体的には、WTO加盟に伴う農林水産業に対する環境変化・影響を考慮しつつ、地方部貧困層に配慮した政策・制度面の改善、検疫体制の強化など農水産物・食品の安全性確保、技術の向上、植物品種保護制度の強化及び農民組織化を支援するとともに、農林水産物加工業等の農村部の地場産業育成、観光開発、自然資源の持続的活用等、農村部の生計手段の多様化も支援する。支援にあたっては、基礎社会サービスのアクセス・質の改善や地方インフラ整備(配電、道路、通信、給水、灌漑等)も有機的に連携させるとともに、中央・地方政府、地域コミュニティを巻き込んだ適切な普及システム構築にも配慮し、より大きなインパクトを目指す。

また、洪水をはじめとして災害被害の大きい地方農村部住民の人間の安全保障の観点から、中央及び地方の行政機関やコミュニティの防災対応能力の強化、防災インフラ整備や災害時の際の緊急支援について、重点地域を含む必要な地域において積極的に取り組む。

## (ハ)環境保全

急速な経済成長・都市化に伴い環境汚染・自然破壊が進む現状を踏まえて、持続的な開発のための「環境保全」が重要であり、そのために、水質管理、上水道、排水・汚水処理、廃棄物管理、大気環境管理、コベネフィット効果の見込まれる環境汚染対策に関する施設の新設・改善、それらに関わる行政能力の向上を含む都市環境管理を支援する。また、森林地域における住民の生活の向上と森林の荒廃に対応するため、森林保全・違法伐採対策を含む持続可能な森林経営、水資源管理、生物多様性保全を含む自然環境保全を支援する。さらに、ODA 案件実施を通じて、ベトナム側によるコベネフィットを含む CDM 事業の登録を積極的に推進するとともに、案件形成に取り組む。

### ● 都市環境管理

環境汚染が深刻かつ都市インフラニーズが大きい大規模・中規模都市及び産業集積地域を対象に、水質管理、上水道、排水・汚水処理(家庭・産業・医療排水を含む)、廃棄物管理(3Rを含む)、大気環境管理に関する施設の新設・改善及びそれらに関わる行政能力の向上に重点を置いた支援を行う。また、大気汚染については分野横断的な対策が求められるため、適切な協力方法について検討を行う。中央レベルにおいては、主に天然資源環境省や建設省を対象として、政策制度改善や人材育成を目的とした案件を実施する。一方、地方分権の状況を踏まえ、地方レベルも重点的な支援対象とし、中央と地方の適切な連携向上を念頭におきつつ、主に地方政府等に対する、政策制度改善、計画策定、運営改善、人材育成、インフラ整備を含む包括的な支援を行う。

### ● 自然環境保全

持続可能な森林経営・自然環境保全により、森林を含む自然資源の「量」(森林面積)及び「質」(炭素蓄積、生物多様性)の向上を支援する。ベトナム政府の体制(地方分権化の進展)や森林地の利用を取り巻く課題(利用権を分与された住民へのサポート不足、分与に伴う土地の細分化、森林及びその周辺に多く居住する貧困層)等を踏まえて、中央政府から住民に至るまでを支援対象とし、産業としての林業の発展の視点に加え、住民参加、住民の生計向上、生物多様性を重視して包括的な自然資源管理を支援する。その際、持続可能な森林経営を含む自然資源の持続可能な利用がシステムとして維持される仕組みづくりに十分に配慮する。

また、気候変動対策としての植林CDM事業促進の継続的な支援に併せて、次期枠組交渉等の議論を踏まえた森林資源管理の支援及びバイオマスエネルギー利用に係る協力の可能性についても検討を行う。

## (ニ)ガバナンス強化

「経済成長促進・国際競争力強化」、「社会・生活面の向上と格差是正」、「環境保全」のそ

それぞれの開発課題に対応していく上での基盤として、汚職対策を含む健全なガバナンス体制の確立が必要であり、そのために、行財政改革、法整備・司法改革を支援する。

汚職対策については、地方政府も含めた意識の向上や現場における汚職予防のための取組を積極的に支援する。特に、ODA事業に関し、日越ODA腐敗防止合同委員会で取りまとめた不正腐敗防止策の着実な実施を図る。

#### ● 行財政改革

貧困削減支援貸付(PRSC)の枠組みを活用し、制度改善に向けた政策レベルでの働きかけを行いつつ、行政能力向上、税務行政実務等公共財政管理等の分野で、中長期的な視点に立って制度整備、組織強化、人材育成に資する協力をを行い、透明性の高い行財政体制の実現、地方分権化への対応強化に貢献する。

#### ● 法整備・司法改革

本年4月の海外経済協力会議において了承された「法制度整備支援に関する基本方針」を踏まえつつ、ベトナムが自ら定めている法整備・司法改革に関する基本方針に沿って、これまでの協力の成果を基盤とした協力を積極的に進める。具体的には、法令の制定・改正作業並びに法運用に必要な制度の構築・改善に対する支援のほか、地方を含む現場レベルでの法律運用能力の向上のための人材育成に対する支援、法に関する情報の普及や司法へのアクセスの改善に対する支援などを、有機的に相互連携させながら実施し、「法の支配」の確立・定着を図る。

#### (2) 地域的課題

##### (イ) ASEANにおける協力、経済連携統合の推進

ASEAN域内の経済連携の促進、格差是正、平和構築支援分野での協力を重視し、我が国との二国間協力との一層の相乗効果を図る。

##### (ロ) メコン地域開発、開発の三角地帯

メコン地域の経済発展に関し、東西経済回廊等の一層の活用を図るため、インフラ整備だけでなく、出入国、税関手続きの改善等を含めた総合的な整備を支援し、民間企業進出の基盤作りに協力していく。特に、カンボジア・ラオス・ベトナム政府から強い要請を受けている「開発の三角地帯」に対しては、貧困削減に重きをおいた支援を行う。また、メコン地域の後発途上国等へのベトナムによる南南協力を支援する。

##### (ハ) 国境を越える課題

国際テロリズム、麻薬取引、人身売買、感染症、災害等の広域的な課題について、近隣諸国や関連機関との情報共有を十分にいき、効果的な対策を立案・実施する。

#### 4. 留意事項

##### (1) ベトナム政府との開発戦略の共有および政策対話の促進

- ベトナム政府の5ヵ年開発計画やセクター戦略等と、日本の援助方針との整合化を図る。特に、主要ドナー国として、次期5ヵ年計画及び10ヵ年計画の策定をはじめとするベトナム政府の政策立案に専門家の派遣等により積極的に貢献する。
- 制度・政策レベルでは、ベトナム政府との対話と協力関係を強化する。現地セクター協議は、主要セクター毎に関連機関と適切なタイミングで実施し、実質的な意見交換の場とする。また、貧困削減支援貸付(PRSC)の行動計画作成や実施状況評価にあたって、積極的に関与する。
- 限られた資源を効率的に活用するためにも、案件発掘段階からベトナム政府と協議し、より効果的な案件の形成に努め、対話型案件形成を更に推進する。

##### (2) 日本の援助手法の効率化と改善

###### ● 選択と集中

選択と集中の観点から、上記重点分野・地域に対する戦略的、集中的な投入によって援助効果を高める。

###### ● 援助手法の適切な組み合わせ

2008年10月の新 JICA 発足により、無償資金協力、技術協力、円借款を一元的に実施する体制が整ったことも踏まえ、これら多様な援助手法を効果的に組み合わせ、補完性を確保することにより、最大限の開発効果を実現する。具体的には、

- 現場レベルでの技術協力のパイロット的成果を資金協力で普及・拡大する、
- 資金協力によるインフラ整備の計画立案や品質・安全管理、維持管理・運営にかかる制度整備・人材育成を技術協力で支援する(ハードとソフトの連携)、
- 現場レベルでの技術協力の成果を有償資金協力(PRSC)を通じた政策対話の場にフィードバックすることで制度環境の改善を図る、

等の取組を実践する。

###### ● ローカル人材の更なる活用

ベトナムの現状に通じた大学、研究所、ローカル NGO、ローカルコンサルタント等のローカル人材の知見を企画立案、実施、評価・モニタリングの各段階で戦略的に活用することで、効果的・効率的な援助を行うとともに、これらローカル人材の能力向上にも貢献する。

###### ● 援助需要変化への機動的対応

新規需要に対して迅速かつ柔軟に取り組むとともに、現場の実態に合わせた実施中案件

の弾力的運用を通じて、援助需要の変化に機動的に対応する。

### (3) 開発パートナーシップの推進

#### (イ) 援助協調の推進

##### (目的)

ベトナム政府の主体性の下、各ドナー、NGOなどの開発関係者と協調し、共有の開発戦略をもって開発援助に当たることは、我が国の援助がマクロレベルでの開発効果を導く上で重要であり、これを積極的に推進する。

国際的な援助の議論で注目を浴びるベトナムにおいて、援助協調を積極的に活用した効果的・効率的な援助のあり方を示すことは、世界の援助潮流の中で我が国が知的リーダーシップを発揮し、我が国の開発や援助にかかる考え方を国際社会に向かって発信し、主流化していく上で重要である。この意味では、我が国として、「国際社会に向かっての発信・関与」と「より一層効果的・効率的援助を目指しての援助のやり方の改善」の双方に取り組んでいく必要がある。

ベトナムにおいては、国連機関間での「1つの国連」の取組のパイロット国となる等、援助の効果・効率の向上でも成果が上がっている。ドナー及び政府共同で、援助効果向上に関するパリ宣言を現地化したハノイ・コア・ステートメントにおける指標達成を目標としており、我が国としても、ODAの効果的・効率的活用に資するよう前向きに対応していく。

##### (取組)

(a) ベトナム側のオーナーシップ尊重の観点から、ベトナム側との対話を重視するとともに、能力構築への支援を含め、援助の効果・効率の向上に取り組む。特に、借款分野では、国際協力銀行、世銀、ADB、仏 AFD、独 KfW の調和化努力が国際的に評価され、韓国輸出入銀行がこれに参加してきたところ、このような努力を更に継続していく。

(b) ベトナム政府・ドナー間の対話の場として、各パートナーシップ・グループの活動は貴重であり、積極的に関与していく。今後特に重視していくべきものとして、援助効果向上、運輸交通、保健医療、法整備支援、財政管理改革などが挙げられる。

(c) 貧困削減支援貸付(PRSC)や対越支援国(CG)会合等、マルチの枠組みを活用した政策対話・提言に積極的に関与する。また、バイの案件計画・実施においても、他ドナー機関との連携を促進する。その際に、日ASEAN、ASEAN+3等における取組とバイの開発援助との整合性も確保するよう努める。

##### (ロ) 我が国の多様な主体との連携推進

###### ● 官民連携の推進

援助の実施に当たり、我が国民間セクターが有する技術、知見、資源を最大限活用するべく官民連携を促進し、情報を発信する。具体的には、ODA 事業への民間企業の直接的な参加のほか、インフラ整備等における官民パートナーシップ(PPP)の推進、日越共同イニシアティブを通じた日系企業の制度改善ニーズを踏まえた援助の立案・実施等に取り組む。また、民間企業の CSR 活動との有機的な連携を検討する。

#### ● 非営利セクターとの連携推進

協力案件の形成・実施にあたっては、我が国 NGO、地方自治体、大学等との積極的な意見交換を通じ、これら機関の経験や技術を ODA 事業の実施において積極的に取り込むとともに、これら機関独自の活動と ODA 事業がベトナムの開発に補完的に貢献するよう配慮する。

#### (4) 日越経済連携協定(EPA)との連携

EPA締結により期待される貿易の自由化・円滑化の効果の発現を促す観点から、制度整備支援や関連分野の人材育成支援等を中心として、自由化ボトルネックの解消に資するように留意する。

#### (5) 気候変動対策

昨今の気候変動問題への一層の国際社会での議論の高まりを踏まえつつ、各重点分野における協力の実施にあたり、気候変動対策の視点に留意する。具体的には、(イ)気候変動の緩和(温室効果ガスの排出削減)、(ロ)気候変動への適応(地球温暖化の影響への適応)、(ハ)クリーンなエネルギーの利用促進等への貢献に配慮する。その際、これまで我が国が培ってきた官民の経験と先進的な技術を最大限活用し、分野横断的な視点、温室効果ガスの排出削減と経済開発・住民の生計向上との両立、国際社会に貢献する研究の推進に配慮した協力を実施する。

#### (6) 品質・安全管理能力の向上

効果的な援助の実現等の観点から、ベトナムの事業実施機関等を対象として、品質・安全管理能力向上のための制度整備や人材育成に資する支援を行う。

# ベトナム国別援助計画目標体系図

